

P2 所長所感
インバウンドと企業経営

P3 業界羅針盤
医療機関における消費税増税の問題 第1回

P4 平成28年度
5 税制改正のポイント

P6 税務相談室
相続税の「小規模宅地の評価減」

提携先寄稿
最近話題の中小企業のM&Aって？
第1回 なぜ増えている？

P7 Topics
ストレスチェック制度

ほん
「影響力の武器 なぜ、人は動かされるのか」

P8 一寸一言
AI(人工知能)の破壊力と会計
グローバルスタンダード
仕事の効率性について

MAKANO FORUM

中野フォーラム | 2016 MAY | 中野公認会計士事務所

vol.
67

所長所感

インバウンドと企業経営

所長 公認会計士 中野 雄介

インバウンドの光と影

桜も終わり新緑の美しい季節になりました。日本は相変わらず海外からの観光客の波が途絶えることを知りません。グローバル化が進む中で、日本の精神性や文化を受け入れて尊重してもらうためには、日本に来てもらい、日本をよく知ってもらうことが非常に大切であることは論を待たないと思います。また、中国人観光客の所謂「爆買い」をはじめとしたインバウンドによる経済効果は無視できません。これらの点で観光客の訪日は歓迎すべきことではありますが、一抹の不安もあります。

その一つは、インバウンド需要は一過性ではないかということです。今は日本の精神性や文化にスポットが当たり、さらに円安効果も相俟って一種のブームのようになっていますが、観光すべき場所は何も日本に限ったことではなく、世界各地が虎視眈々とインバウンド需要の取り込みを狙っています。

また、優良な日本製品や信用ある日本の販売店を目当てに、安心・安全・高品質な商品の爆買いが続いていますが、一旦品質と信用、サービスに魅力がなくなれば日本で買い物をする意味自体がなくなり、そのうえ中国経済の失速による購買意欲の減退も懸念されます。

もう一つは、地域住民の住みよさに悪影響はないかということです。観光シーズンを迎えたこの時期の交通渋滞や、通常であれば気軽に行けた馴染みの店の予約がとれなかったりと、マイナスの影響が少なからずあります。確かに、経済を活性化して生き残っていくためには、地域全体としてこれらのマイナスを甘受し、インバウンドを取り込まなければならないことはわかります。しかし、経済活性化は、それ自体が目的ではなく、充実した暮らしを実現するための手段であり、地域住民に対しインバウンドの辛抱とおもてなし

精神を強要することは問題です。

企業経営の観点

これらの不安を考えたとき、インバウンドを産業として捉え、企業経営と同じ観点に立つと、やるべきことが見えてくるのではないのでしょうか。

顧客（観光客）が何を求めているのか、様々なニーズをリサーチし、競合他社（他国、他都市）の状況を分析し、そして自社（日本、京都）がどのような環境にあるのかを把握して、観光資源（名所旧跡、テーマパーク等）や日本製品をどのように提供、販売していくかを考えなければなりません。観光資源の魅力を引き出し、さらなる観光資源を発掘するブランド戦略と観光客を誘致する販売戦略が求められます。

そして、それ以上に安心・安全な品質と信用を維持・向上していかなければ、継続的なインバウンドは期待できません。

観光自体は、過去の遺産を効果的に活用することで成り立っている場合が多く、新しいものを生み出しているわけではありません。すなわち、継続的に新しい価値を提供できるのは、むしろ日本の高品質なものづくりにあると言えます。日本におけるインバウンドは、ものづくりが鍵であると言えるでしょう。

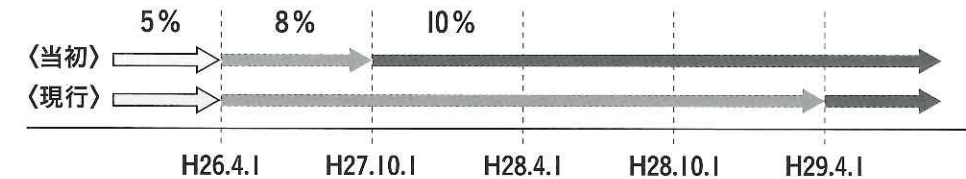
また、地域住民への配慮は企業経営の観点からは当然のことです。観光客、地域住民ともに互いへの配慮が欠かせませんが、インバウンドを仕掛ける行政や関連企業にも相応の配慮が求められます。

活況を呈するインバウンドが、日本のものづくりに刺激を与え、製品やサービスの更なる品質向上が図られることで経済の好循環が生まれ、地域住民の豊かな暮らしが実現することを期待したいと思います。インバウンドを通して自社の経営を考えてみるのもいいかも知れません。

業界羅針盤 医療機関における消費税増税の問題

第1回

ご承知のとおり、来年4月1日から消費税率が10%に引き上げられる予定です。当初は、一昨年4月の5%から8%への引き上げに続き、昨年10月に10%へ引き上げられることになっていましたが、当時の経済情勢を考慮し10%への引き上げ時期は来年4月に延期された経緯があります。



そこで、病院や診療所などの医療機関が多く採用している、消費税の申告方法の一つである「一括比例配分方式」、消費税増税への医療機関の対応を2回にわたって考えます。

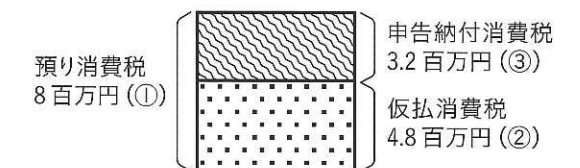
事業者の消費税の申告方法 | 一括比例配分方式の場合 |

(1) 事業者が申告納付する消費税の計算方法は、平たく言えば

$$\boxed{\text{課税売上消費税}} - \boxed{\text{課税仕入消費税}} = \boxed{\text{申告納付消費税}} \text{です。}$$

【例1】

課税売上 1億円 預り消費税 8百万円(①)
 課税仕入 6千万円 仮払消費税 4.8百万円(②)
 申告納付消費税(①-②) = 3.2百万円(③)



<消費税の収支>

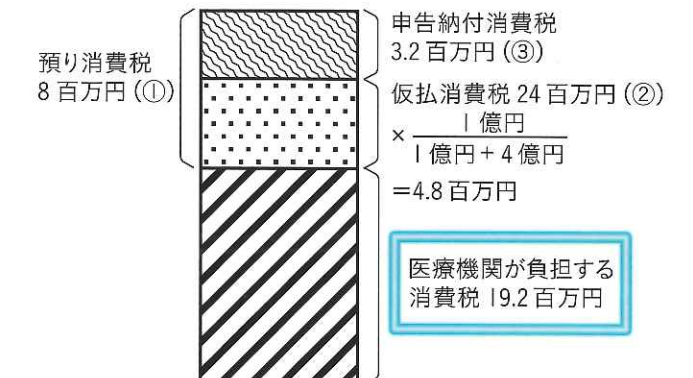
$$\boxed{\text{預り消費税 8百万円(①)}} - \boxed{\text{仮払消費税 4.8百万円(②)}} - \boxed{\text{申告納付消費税 3.2百万円(③)}} = 0$$

従って、事業者は消費税で損得なしが原則です。

(2) 医療機関の場合、課税売上(自費診療報酬)に比べ非課税売上(社会診療報酬)が多いため、消費税法の規定上、上記【例1】の「仮払消費税(②)」の全部を「預り消費税(①)」から差し引くことができず、下記【例2】のとおり課税売上割合分のみ差し引くことになります。⇒ 一括比例配分方式

【例2】

課税売上 1億円 預り消費税 8百万円(①)
 非課税売上 4億円
 課税仕入 3億円 仮払消費税 24百万円(②)



申告納付消費税

$$\text{①} - \text{②} \times \frac{1 \text{億円}}{1 \text{億円} + 4 \text{億円}} = 3.2 \text{百万円(③)}$$

<消費税の収支>

$$\boxed{\text{預り消費税 8百万円(①)}} - \boxed{\text{仮払消費税 24百万円(②)}} - \boxed{\text{申告納付消費税 3.2百万円(③)}} = \Delta 19.2 \text{百万円}$$

医療機関の場合、負担する消費税が生じるため、消費税の収支がマイナスになります(手元資金減少)。

医療法人チーム 税理士 池田 拓史

平成28年度 税制改正のポイント

平成28年3月29日に平成28年度税制改正法案が可決成立しました。主な改正点は次のとおりです。具体例を交えながらお知らせします。

【1】法人課税

●法人税率の引き下げ

平成28年4月1日以後開始する事業年度より、法人税率が平成28・29年度は現行の23.9%から23.4%へ、平成30年度以降は23.2%へ段階的に引き下げられました。

事業年度	～H26	H27	H28・29	H30～
法人税率	25.5%	23.9%	23.4%	23.2%

例 中小法人(資本金1億円以下)で課税所得が1,000万円の場合、平成28年度の法人税減少額は平成27年度と比べて年間1万円です。

(注) 事業年度は4月から翌年3月迄の開始事業年度を指します。

●減価償却制度の見直し

平成28年4月1日以後取得する建物附属設備及び構築物の減価償却方法は、定率法が廃止され定額法に一本化されました。

取得時期	～H28.3.31	H28.4.1～
建物附属設備・構築物	定額法 or 200%定率法	定額法のみ

例 取得価額が500万円の電気設備(建物附属設備)の場合、初年度の減価償却費は、改正前は約66万円、改正後は約33万円となります。

●欠損金の繰越控除制度の見直し

青色申告大法人(資本金1億円超、以下同じ)の欠損金の繰越控除割合が見直されました。

事業年度	H27	H28	H29	H30
繰越控除割合	65%	改正前 65% 改正後 60%	改正前 50% 改正後 55%	50%

●法人事業税の外形標準課税の更なる拡大

大法人の法人事業税の税率が見直され、所得割の税率が引き下げられた一方、外形標準課税(付加価値割・資本割)の税率が引き上げられました。

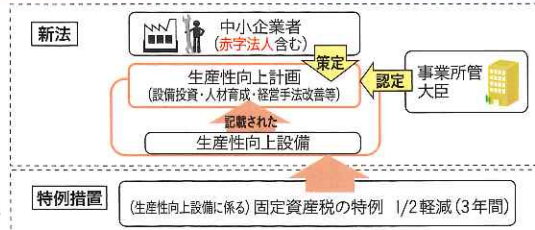
事業年度	H27	H28
付加価値割	0.72%	1.2%
資本割	0.3%	0.5%
所得割	年400万円以下	3.1%
	年400万円超 年800万円以下	4.6%
	年800万円超	6.0%
		1.9%
	2.7%	3.6%

●生産性向上投資促進税制の廃止

平成29年3月31日の適用期限 **例** 青色申告法人が、先端設備に該当する取得価額が300万円の機械装置を取得した場合、をもって廃止されます。改正前は平成28年度で最大12万円の法人税が軽減されていました(特別償却との選択)。

●中小企業者等の機械装置の償却資産税の特例

一定の青色申告中小法人が中小企業等経営強化法の施行日から平成31年3月31日までの間に、新たに取得する機械装置(160万円以上、生産性1%向上)の償却資産税を、3年間2分の1とする特例が創設されました。赤字法人でも適用できます。(一定の青色申告個人も同様の規定があります。)



「経済産業省 平成28年度経済産業関係税制改正について」を参考

●企業版ふるさと納税の創設

青色申告法人が、地域再生法改正法の施行日から平成32年3月31日までの間に、地方創生推進寄附活用事業に関連する寄附をした場合には、法人税及び法人事業税、法人住民税から一定金額(寄附金額の最大30%)を税額控除できる制度が創設されました。

例 課税所得1,000万円の青色申告法人が、国の認定を受けた地方公共団体の地方創生事業に対し30万円寄附した場合、改正前は全額損金算入(申告加算なし)により平成27年度(実効税率33.10%)で節税効果は約10万円、改正後は約19万円となります。



(注) 地方交付税の不交付団体であって、東京圏・近畿圏中心部・中部圏中心部にある団体は対象になりません。

【2】消費課税

●消費税の軽減税率制度及びインボイス制度の導入

(1) 消費税が10%に引き上げられる平成29年4月1日より、消費税の軽減税率制度が導入されることになりました(軽減税率は8%)。軽減税率の対象品目は、酒類及び外食を除く飲食料品、週2回以上発行される新聞の定期購読料です。

(注) 現8%の内訳は国分6.3%・地方分1.7%であるのに対し、軽減税率8%の内訳は国分6.24%・地方分1.76%であるので、経過措置による8%が存在する場合は、現8%と軽減税率8%とを区別する必要があります。

(2) 平成33年4月1日より、いわゆる「インボイス制度」が導入されます。インボイスとは、適用税率や税額、事業者番号などが記載された書類をいいます。インボイス制度導入後は、インボイスの保管が仕入税額控除の要件になりますので、受発注システム改修などの対応が必要です。インボイスの例は右図のとおりです。

請求書(控)	
<input type="checkbox"/> 領収	
11月分	40,000円(本体)
11/5 食料品	20,000円
11/9 雑費	20,000円
合計	40,000円
消費税	3,600円
(10%対象 20,000円)	消費税 2,000円
(8%対象 20,000円)	消費税 1,600円
〇〇(株)	事業者番号 XXX-XXX

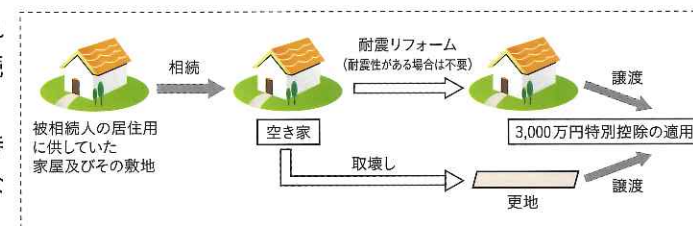
【3】所得課税

●空き家に係る譲渡所得の3,000万円特別控除の特例創設

相続した被相続人の居住用家屋を譲渡した場合でも、一定の要件の下、居住用財産の3,000万円特別控除が適用できる特例が創設されました。適用期間は平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間です。

(主な要件)

- 相続した家屋は、昭和56年5月31日以前に建築された家屋(マンションを除く)で、相続発生時に被相続人以外に居住者がいなかったこと。
- 譲渡した家屋又は土地は、相続発生時から譲渡時まで居住、貸付け、事業の用に供されていたことがないこと。
- 譲渡価額が1億円以下であること。



「内閣府 税制調査会 平成28年1月28日資料」を参考

例 亡母が住んでいた土地建物(原価500万円)を相続し、それを4,000万円で売却した場合、譲渡所得(譲渡費用はゼロとして)に対する税金は、改正前は約700万円、改正後は約100万円となります。

●三世同居改修工事を行った場合の税額控除の特例創設

三世同居改修工事を行った場合、次のいずれかの特例が適用できることになりました。

(1) ローン控除の特例(5年間)

$$\text{税額控除額} = \text{一定のローン残高} \times \text{控除割合}$$

工事内容	税額控除	ローン残高上限	控除割合	税額控除上限
三世同居改修工事		250万円	2%	5万円
上記以外		750万円	1%	7.5万円

(2) 自己資金でリフォームを行った場合(その年のみ)

$$\text{税額控除額} = \text{標準的な費用の額(250万円限度)} \times 10\% \text{ (25万円が上限)}$$

適用期間は平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間です。

(注) 三世同居改修工事 キッチン、浴室、トイレ、玄関のうちいずれか「2つ以上」を「複数にする」工事で50万円超のもの

●スイッチOTC薬控除の創設

スイッチOTC新薬(医療用から転用された医薬品)の購入代金のうち、一定額を所得控除できる特例が創設されました。適用期間は平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間です。

適用対象者：健康診査等健康の維持増進の取り組みを行う個人

$$\text{控除額} = \text{購入額} - \text{保険金補てん額} - 12,000\text{円} \text{ (最大88,000円)}$$

(注) この規定を適用した場合は医療費控除は適用できません。

●通勤手当の非課税限度額の拡充

通勤手当の非課税限度額が月10万円から月15万円に引き上げられました(H28.1.1～)。

税理士 増田 裕介

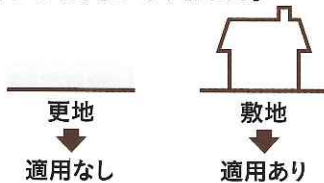
相続税の「小規模宅地の評価減」

亡父が母と住んでいた家を母と息子の私(私は別居)が半分ずつ相続しました。住んでいた家を相続した場合、評価が下がると聞きましたが概要を教えてください。



1. 小規模宅地の評価減

亡くなった人(被相続人)が事業に使用していた建物の敷地(事業用宅地)や住んでいた家の敷地(居住用宅地)は、それらを相続した人(相続人)のその後の生活を守る趣旨から、一定の条件の下、土地の相続税評価額を引き下げることによって相続税を軽減する制度があります。この制度が「小規模宅地の評価減」です。なお、この制度は、相続税の申告書提出を条件とする相続税限定の制度ですので、生前贈与には適用はありません。また、建物または構築物(アスファルトなど)の敷地に適用があるので、「更地」には適用がありません。



2. 制度の概要

小規模宅地は、その利用状況に応じ①特定事業用②特定居住用③特定同族会社事業用④貸付事業用の4種類に区分され、各々評価減の限度面積と評価減割合が決まっています。広い敷地の場合は、そのうち限度面積部分が評価減の対象となります。

小規模宅地の区分	評価減の限度面積	評価減割合
①特定事業用 ③特定同族会社事業用	400㎡(約120坪)	80%
②特定居住用	330㎡(約100坪)	50%
④貸付事業用	200㎡(約60坪)	

ご相談のケースは、お母さんが相続された土地部分は②特定居住用に該当しますので評価減できます。息子さんは別居であるため評価減できません。

仮に、その土地の面積が300㎡(約90坪)、相続税評価額が4,500万円(坪50万円)とすると、お母さんが取得された面積150㎡は、上記表の②の限度面積330㎡以内ですので150㎡全部が評価減の対象になります。

4,500万円 × 取得割合 1/2 × 評価減割合 80% = 1,800万円
従って、相続税の課税価格に計上される土地価額は全体で2,700万円となります。

資産税チーム 税理士 岡田 悠克

Topics

ストレスチェック制度

～平成27年12月1日、ストレスチェックに関する法律がスタートしました～

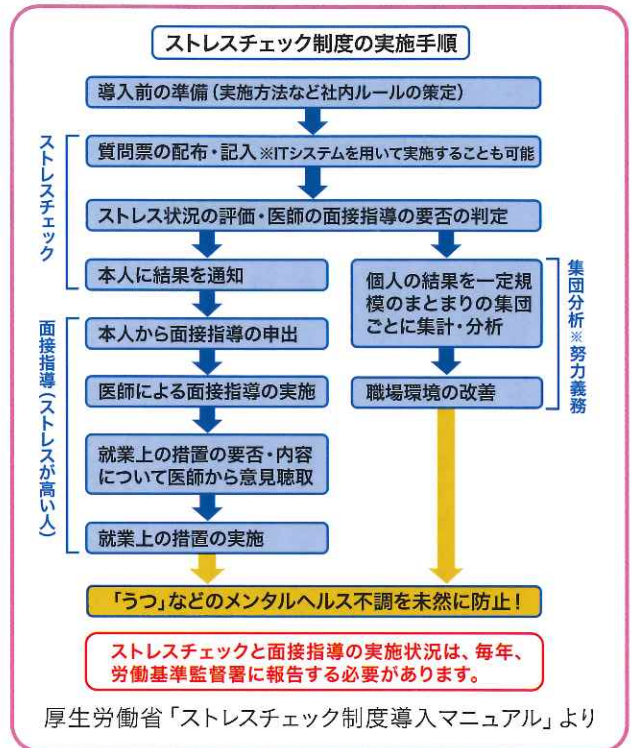
- 労働者数50人以上の事業所では、毎年1回、**ストレスチェックを実施することが義務付けられました。**(労働者数50人未満の事業所は当分の間努力義務)
- 検査結果は、検査を実施した医師、保健師等から直接本人に通知され、**本人の同意なく事業者には提供することは禁止**されています。
- 検査の結果、高ストレスと判定された労働者から申出があった場合、**医師による面接指導を実施することが事業者の義務**となります。**申出を理由とする不利益な取扱いは禁止**されます。
- 面接指導の結果に基づき、医師の意見を聞き、必要に応じ就業上の措置を講じることが事業者の義務**となります。

厚生労働省HP

「ストレスチェック等の職場におけるメンタルヘルス対策・過重労働対策等」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/>

社会保険労務士 江葉 さよみ



提携先寄稿

最近話題の中小企業 M&Aって?

第1回 なぜ増えている?

昨今ニュースなどでよく耳にする「M&A」(企業の合併・買収)という言葉に対して、どのようなイメージをお持ちでしょうか。大企業同士の合併や、急成長企業の買収といったイメージをお持ちかもしれませんが、近年、中小企業のM&Aが急増しています。(株)日本M&Aセンターでは、5年前に比べ3~4倍の338件をお手伝いするようになっております。

この背景には、中小企業の成長戦略が描きにくくなり、閉塞感が増しているということがあります。日本は2004年から人口が減少をはじめ、合わせて高齢化が進み、2050年には、65歳以上の人口が3,786万人と全人口の38.6%に達する一方、働いてお金を使う生産年齢人口(15~64歳)は8,100万人から5,001万人に大幅に減少すると予想されています。人口減少と高齢化は、「消費の減少=売上の減少」という結果を企業にもたらし、一説には人口が1人減れば年間の消費は130万円減るとも言われています。ある試算では、今後20年間に失われる国内消費は実に23兆円以上で、企業にとっては今後の成長戦略が描きにくくなっています。先行き不透明な経済環境で、家業を継ぎたいと思う後継者は多くなく、後継者不在率が上昇、歴史ある企業が多いと言われる京都府の後継者不在率も、全国平均の65.4%を上回る70.9%にもなります(帝国データバンク調査)。

この縮小するマーケットで生き残りを目的にしたM&Aが増加傾向にあります。会社を譲受けるのか、譲渡するのか、どちらにせよ、経営戦略としてのM&Aを、どの企業も検討する時代になってきているのは間違いありません。座して衰亡の道をたどるのか、生き残りに打って出るか、中小企業も決断を迫られるときが来るのではないのでしょうか。

寄稿:(株)日本M&Aセンター 西本 信
問合先:中野公認会計士事務所 事業承継・M&A担当 税理士 中村 洋平

「影響力の武器 なぜ、人は動かされるのか」

ロバート・B・チャルディーニ著
誠信書房(2014年7月・第3版)

ほん

本書は、社会心理学者である著者が承諾の心理を研究対象にし、人が要請を受け入れる心理的原理を「影響力の武器」と名付けて、様々な承諾誘導のテクニックや考察をまとめた1冊です。私たちは日常の判断を行う際、自動的反応を用いることがよくあります。自動的反応とは、ある出来事や状況を引き起こすことにより、自動的に反応することです。この利点は、単純な思考で物事に対応できる経済性と、より早く正確に適切な対応ができる効率性にあり、そのおかげで人は、貴重な時間やエネルギーを失わずに済みます。しかし、この自動的反応を利用し巧みにコントロールすることで、人をあらゆる方向へ誘導することができる危険性も兼ね備えています。

誘導方法のテクニックとして、説得のプロが相手からイエスを引き出すために使う戦術は何千とありますが、大きく6つのカテゴリーに分類できるとしています。それは、返報性、一貫性、社会的証明、好意、権威、希少性というものです。本書は、それぞれのカテゴリーに関して、実験や考察を基に人とはどのような行動をとるかについて説明しているとともに、歪められた情報によって罠に陥らないための防衛法を紹介しています。

現代は、心理的なテクニックを用いた詐欺事件が多く発生しており、かつ、その手口は巧妙化しています。騙されないためには、そのテクニックを知ることが重要です。

また、経営者の方々は交渉の場に立つ機会が日常的にありません。交渉相手の心理的なテクニックによって不利な要求を受け入れないために、そしてスムーズに交渉を進めるためにも、本書が紹介している承諾誘導のテクニックを是非参考にしてください。

吉村 優作



もう少し先のことと予想されていた囲碁で、ついにAI（人工知能）が世界トップクラスの棋士に勝ってしまった。GoogleやトヨタなどがこぞってAIに投資しており、車の自動運転もアメリカで実証実験が進んでいる。私たちの生活のすぐ近くまでAIは近づいている。

最近のAI進歩のきっかけはディープラーニングと呼ばれる深層学習とされ、猫の顔を認識できるようになったことが一つの転換点と言われている。表面的な特徴認識だけでなく、特徴点の組合せを更に深めた段階で特徴把握することで、正確な認識が実現できたようである。

このAIの進歩により不要になる職業の例が予想として挙げられ、タクシー運転手や税務申告書作成者のほか、弁護士判例検索業務も相当にAIが取って代わっていくと予想されている。会計では支払先や物品名、金額などを入

AI(人工知能)の破壊力と会計

力すれば、過去の伝票をAIが深層検索して最適と思われる仕訳を自動記帳するようになるだろう。売上代金の入金もAIが自動で請求とマッチングし、購入先によっては、仕訳に適した形式で送られて来た購入データをAIがデータ取込して処理が進むことになろう。

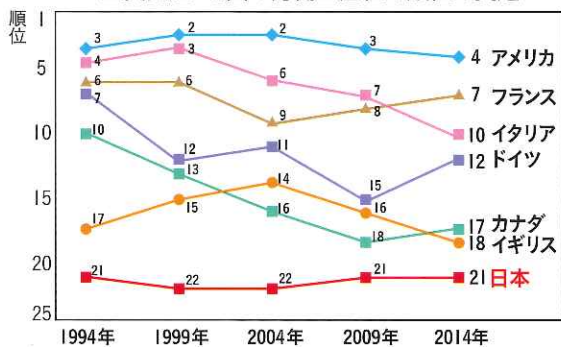
しかし、会計はAccountingであり、報告相手に実態を説明する責任を有する。この説明責任までAIに任せるのは無責任であろう。思うに近い将来では、AIに仕事を奪われるかどうかは人間がそのAIを使いこなして、自らの活動をより効果的・効率的にアレンジできるかどうかにかかっている。

中国もこの最先端研究に巨額の投資と人員を投じている。遠い将来はAIを搭載したロボット兵士が戦争に登場するののか、それとも金融市場でAIがひたすら稼いでいるのだろうか。AIに心はないが悪意もない。AIの破壊力が人の良心の上で導入されることを願って已まない。

(則天去私)

グローバルスタンダード 仕事の効率性について

主要先進7カ国の労働生産性の順位の変遷



出所:公益財団法人 日本生産性本部 日本の生産性の動向2015年版

「労働生産性」ということばを聞いたことはあるでしょうか。労働者1人あたりの付加価値(成果)のことです。もっと簡単に言うと、「どれだけ効率良く働いているか」という仕事の効率性に関する指標の一つです。アベノミクス施策の中でも労働生産性の底上げ、というものがあるように、ビジネスでは近年

よく耳にすることばです。

では、この労働生産性、日本の国際的な位置付けはというと、OECD加盟34カ国の中では21位で、主要先進7カ国の中では20年以上続けて最下位です。この結果は、日本の産業の特性として、相対的に労働生産性が低い産業の全体に占める割合が影響しています。また、日本特有の「丁寧なサービス」も影響しているでしょう。従って、勤勉な日本人に対して、単純に「効率が悪い」と言い切れるものではありません。しかし、成果に対して合理性を重視する欧米諸国に比べると、非効率な部分があることも否めません。

少々非効率でも労働人口が豊富であった時代はなんとかなりました。しかし、少子高齢化が進み、労働人口が豊富ではなくなって行く今後、「優秀な人材が足りない」という事態が顕著に起こるでしょう。「丁寧なサービス」を維持しつつも、シナジーを効かして効率良く仕事をこなし、最小限の労力で最大限の成果を出すことが最重要課題になると考えられます。

そのためには、勤勉さによる個々人の頑張りに頼るのではなく、長時間労働を前提としない仕組みの整備や、社内手続の無駄の排除および創造性・革新の奨励によってモチベーションを阻害するものを排除し、効率的に仕事をなすための組織的労働管理を真剣に考えて行かねばなりません。

公認会計士 田尾 彰



中野公認会計士事務所
NAKANO C.P.A. OFFICE

発行所 中野公認会計士事務所
〒602-0054 京都市上京区今出川通小川西入
TEL.075-431-4361(代) FAX.075-431-4365
http://www.nakano-cpa.com/
発行人 中野 雄介

表紙写真
「新樹」
書/川島 昌人
(清友監査法人 公認会計士)